

(別紙1)

鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務委託仕様書

1 業務名

鈴鹿市求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」改修業務委託

2 目的

本業務は、鈴鹿市（以下「本市」とする。）が運営する求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」（以下「本サイト」とする。）について、求職者及び事業者双方の利便性を高めるとともに、市内の雇用促進を一層推進することを目的として令和2年に開設して以来、5年が経過している。開設当初よりも高度化・多様化する求職者のニーズやアクセシビリティ等への対応が求められる他、求職者が本市内で働くイメージを持ちやすくするため、求人情報に加え、企業情報を新たに追加したうえで、サイトの機能・デザイン・情報発信力を総合的に改修し、本市における就職者及び定住人口の確保につなげていくことを目的とする。

▼（参考）求人情報サイト「鈴鹿 de はたらこっ！」

<https://suzuka-jobnavi.com/>

【基本方針】

- ・利用者が使いやすく、目的とするページに容易にアクセスできるサイト構成、情報分類（カテゴリー）等にする事。
- ・ビジュアル等により、利用者、特に若い世代に親しみやすく、興味を持たせるデザインとし、本市内企業で働くことや、本市で暮らすことの魅力等を求職者だけでなく、保護者や家族に至るまで広くアピールするコンテンツであること。
- ・掲載する各企業の魅力を伝えるため、取り組んでいる働き方改革や、多様な人材を受け入れている、あるいは働きやすい環境整備を行っている等、働き方の多様性がアピールできるコンテンツであること。
- ・掲載する求人情報及び企業情報は、常に最新のものであること。
- ・ユニバーサルデザインに配慮したものであること。
- ・利用者のパソコン・モバイル端末の種類、OS、ブラウザ、通信回線等の利用環境に依存することなく、快適に閲覧でき、目的の情報に迅速に到達できること。
- ・本市が指定するドメインを使用すること。ドメイン料の支払い（令和6年度

支払額 3,220 円／年) については委託費用及び維持管理費に含めること。

- ・改修中も現行の本サイトが使用できるようにすること。
- ・発生源入力を基本とし、専門的な知識・技術を有しない職員によるコンテンツの作成・更新の容易性を高め、業務の効率化を図ること。
- ・ウェブアクセシビリティに配慮するため「日本工業規格 JIS X 8341-3:2016」に準拠すること。
- ・管理者権限等でのアクセスについて十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・運用開始後の維持管理が安価となるようなシステムとすること。

3 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

4 委託業務の範囲

委託業務は以下に掲げる業務とし、これに係る経費は、委託費用にすべて含むものとする。

- (1) 本サイトの構築・運営・保守に関すること。
- (2) 本サイトのデータの移行に関すること
- (3) 本サイトのコンテンツ管理システム (CMS 等) の構築に関すること。
- (4) 本サイトの求人情報及び企業情報の発信とそれらを活用したマッチング支援の実施に関すること。
- (5) 本サイトの就労支援施策等の広報及び情報発信、アンケート調査などに関すること。
- (6) 本サイト業務の広報及び問合せ等に対する対応に関すること。
- (7) 本サイトセキュリティ対策に関すること。
- (8) その他、本サイトが効果的に活用されるための提案等

5 業務委託の内容

業務委託の内容は以下のとおりとする。

なお、各業務内容については、本サイトの目的を達成するために、受注者が主体的に提案するアイデアを加えて決定するものとし、本市と協議の上、必要に応じて内容を変更、追加及び削除することができるものとする。

- (1) 本サイトの構築・運営・保守に関すること。
- ① 本サイトの構築は PC 及びスマートフォン・タブレット対応とし、広く利用できる環境とすること。パソコン版サイトとスマートフォン・タブレット版サイトは別のサイトではなく、同じサイト上で画面サイズによって最適化される構造とすること。

- ② トップページは、利用者が必要な情報を見やすく、分かりやすく、探しやすいデザインとし、「仕事を探す」「企業を知る」といったコンテンツ及び現在の登録状況として、登録求人件数・登録企業数を掲示すること。また、本サイト内検索機能を設けること。
- ③ 既存の本サイトで使用している「鈴鹿 de はたらこっ！」のロゴは本市が指定するものを使用すること。
- ④ イベント情報やセミナー情報等をはじめとした新着情報について、本サイト利用者が注目しやすいようにトップページにバナーを設置する等の工夫をを施すこと。また、掲載期間を設定することで自動的に削除されるようにすること。
- ⑤ 多言語対応として、ポルトガル語・スペイン語・英語の自動翻訳機能を持たせ、トップページに言語選択の翻訳ツールバーを設けること。
- ⑥ トップページを含む各ページのデザインは、全ページに統一感をもたせること。なお、デザインの決定に当たっては、デザイン案を本市に提示し、協議を行った上で決定すること。また、協議の際、本市から手直し等があった場合は、その内容に従うこと。
- ⑦ 動画コンテンツ等の掲載に対応できる構造とすること。
- ⑧ 写真やイラストを挿入するなど、硬いイメージの仕上がりを避けること。
- ⑨ 利用者が気になる求人を保存・比較できる機能（マイページ機能を作り、「お気に入り」や「比較リスト」で後から見返せる等）を構築すること。
- ⑩ 利用者が必要な情報を、適正なサイズで、レイアウトが崩れないよう、簡易に印刷できる構造とすること。
- ⑪ 求職者が掲載企業に応募する際、スムーズにできる機能（ワンクリック応募機能がある、応募履歴や選考状況を確認できるマイページがある等）を構築すること。また、応募があった場合、掲載企業だけでなく本市にも対して、同時に通知（メール）が届く機能を構築し、どの企業に応募があったかを本市が把握できるようにすること。
- ⑫ 本サイトからの応募者を掲載企業が採用した場合、本市にも就職決定の通知が容易に届けられる機能を構築すること。
- ⑬ 利用規約、情報掲載及びプライバシーポリシーに関するページについても別途製作しトップページにバナーを設置すること。
- ⑭ 本サイトの運用開始の目的を令和8年3月16日とし、運用開始後に改善点等を適宜修正することも可とする。運用開始前には試験運用期間を設け、本市職員による確認作業を行うとともに、操作マニュアルを基に市職員への操作方法の説明及び操作研修を行うこと。
- ⑮ 本サイトのユニークユーザー数、セッション数、滞在時間及びページビュー

数を測定できるようにすること。また、掲載企業がページビュー数を閲覧できるようにすること。

また、過去からの推移・動向を把握でき効果の検証が行えるようにすること。

- ⑩ 管理者用ダッシュボードの再設計（求人数、応募状況、利用状況等の把握）ができるようにすること。さらに結果を簡易に出力し印刷できるようにすること。
- ⑪ 管理システムを含め、本サイトの運用時間は 24 時間 365 日を前提とすること。
- ⑫ サーバは専用サーバとし、他の商用向けのサービス利用が行われていないこと。ただし、当該のサーバにおいて、官公庁へのサービスは可とする。
なお、利用に当たっては、本市と十分協議すること。

(2) 本サイトのデータの移行に関すること。

- ① データの移行の対象
 - ア 移行対象は <https://suzuka-jobnavi.com/> ドメイン配架の全ページを基本とするが、移行対象ページは本市と協議の上決定する。
 - イ 本市から現行ウェブサイトの各種データ（html ファイル等）の提供は行わないことから、公開中のコンテンツデータからデータを入手すること。
 - ウ テキストのほか、現行ページに添付されているファイルやリンク、画像等も移行させること。
 - エ 移行作業中、現行ウェブサイトで公開や更新されたコンテンツも移行対象とする。なお更新を反映させる具体的な実施方法については、本市に提案を行うこと。
- ② 移行体制
 - ア 具体的な移行作業内容を記載したデータ移行計画書を作成し、本市の承認を得ること。
 - イ 移行作業は、すべて受注者で行うこととする。

(3) 本サイトのコンテンツ管理システム（CMS等）の構築に関すること。

- ① コンテンツ更新に係る作業効率の向上・省力化を図ることができるCMSを導入すること。
- ② 専門的な知識・技術を有しない本市職員でも扱えるような操作性を考慮すること。
- ③ 求人もしくは企業情報掲載ページ等の修正にあたり、本市の承認のもと、掲載企業が直接入力できること。
- ④ CMS導入に伴うライセンス取得等が必要なものについては、取得に係

る作業及び費用についても今回の業務委託の範囲に含めることとする。

- ⑤ 企業等が求人もしくは企業情報掲載ページ等の作成をするにあたり、画面上で操作マニュアルを参照できるとともに、印刷できるようにすること。
また、入力等に関する企業等からの問合せに対応をすること。

(4) 求人情報及び企業情報の発信とそれらを活用したマッチング支援の実施に関すること。

掲載企業の求人情報及び企業情報を見た利用者が、本市内企業への就業に結びつくために、見やすく使いやすいものとし、各企業に統一感を持たせるフレームとすること。

なお、求人情報及び企業情報について、受注者が、本仕様書5（5）または（6）に示す広報活動を行った結果、新たに本サイトへの登録に応募があった企業分については、運用開始前までに受注者が入力すること。

- ① 掲載企業は本市内に本社又は事業所のある企業とし、掲載申請を提出し、本市が承認した上で求人情報または企業情報の掲載を行う。企業情報については、企業PR、事業内容などとともに、簡単に画像又は映像を貼り付けることができる統一した仕組みを用いて企業の特徴や魅力等が伝わりやすくすること。また、求人情報は掲載期間を設定するなど常に新しい情報となるように工夫すること。
- ② 求人企業の検索は、希望する業種、職種、雇用形態等の条件を選択することで検索できるようにすること。
- ③ 求職者が求人企業に対し、直接問い合わせができ、また、それに対し企業が回答等できる仕組みとすること。

(5) 本サイトの就労支援施策等の広報及び情報発信などに関すること。

本業務については、本市職員が直接、コンテンツ更新や発信を行うものとし、知識のない者でも容易に行えるものとする。

なお、操作マニュアルを作成すること。

- ① 本市及び国、県等が実施する就労支援施策等について、簡単な入力やリンクを貼ることで周知を図るページの作成ができるようにすること。また、掲載期間を設定することで自動的に削除されるようにすること。
- ② 本市が実施する就労支援事業について、登録企業にメールで情報発信することができるようにすること。

(6) 本サイトの業務の広報及び問合せ等に対する対応に関すること。

- ① サイト利用者数を確保するため、求職者や本市内高校生、県内大学生、企

業、その他必要な関係機関等に対し周知を十分に行うこと。なお、周知に際しては、チラシを作成し広報すること。

また、本市へのU I J ターン就職の推進を図るため、本市外及び県外の求職者等に対しても可能な限り周知を行うこと。

- ② 運用開始日以降、本サイト全般に関する利用者からの電話またはメールでの問合せに対し、丁寧な対応に努めること。本サイト内に問合せ欄を設け、問合せの時間は9時～17時とし、期間は令和8年3月31日までとする。

(7) 本サイトのセキュリティ対策に関すること。

- ・管理者ページへのログインは、ID、パスワードを必要とすること。
- ・求人情報及び企業情報の修正にあたり、企業が該当ページにログインする際には、管理者とは別の企業ごとのID、パスワードを必要とすること。
- ・情報セキュリティについては、IPA「安全なウェブサイトの作り方」(※1)を遵守すること。また、通信方法は暗号化されていること。

※1

<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity/ug65p900000196e2-att/00017316.pdf>

・適切な監視・障害対応、点検・保守、不正アクセス防止等のセキュリティ対策を行い、本ウェブサイトの安定稼働に努めること。また、問題が発生した場合は、速やかに本市へ報告すること。

・システムやプログラム等の維持管理及びコンテンツの運営・管理方法についてマニュアルを制作し明確にすること。また、運用開始後の維持管理費用についても明確にし、参加表明後、速やかに見積書を提出すること。

(8) その他、本サイトが効果的に活用されるための提案等

上記以外に他のポータルサイトとの差別化が見込めるコンテンツを積極的に提案すること。

6 納品

(1) 成果品

- ① システム設計書 (冊子及び CD-R)
- ② 求人情報サイト運用マニュアル (冊子及び CD-R)
- ③ CMS のユーザズ操作マニュアル (冊子及び CD-R)
- ④ サイトに使用した写真・デザイン等の画像データ一式 (CD-R)
- ⑤ バックアップデータ (CD-R)
- ⑥ その他、本業務の目的に必要な各種ドキュメント

(2) 納品場所

三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市役所 産業政策課 雇用経済政策グループ

7 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受注者は、本市が「鈴鹿市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」第5条の規定に該当する場合、同条第3項の規定に基づき、契約を解除することができるものとする。

8 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

本市が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

(1) 断固として不当介入を拒否すること。

(2) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

(3) 本市に報告すること。

(4) 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者、又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じる恐れがある場合は、本市と協議を行うこと。

9 特記事項

(1) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、本市の承諾を得た場合はこの限りではない。

(2) 委託料は、委託業務が完了し、本市の検査後に支払うものとする。

(3) 本業務において、受注者が制作し、本市に提出した資料、写真、電子データ及びそれらに用いられたデザイン等の所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）及び利用権は本市に帰属するものとする。また、いかなる場合も著作者人格権を主張しないこと。

ただし、他の著作者の利用許可を得て、受注者が利用したものは除く。また、本契約の締結又は、履行以前に受注者が著作権を取得したものはこの限りではない。

(4) 本仕様書に明記されていない事項で、当然必要と考えられる事項については、受注者の責任において履行するものとする。

(5) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(6) 事業実施が困難であると判断された場合は、本市の指示を受け、臨機の措置をとること。

(7) 上記(6)に係る緊急時等の費用負担については、本市及び受注者による協議の上、決定するものとする。

(8) その他、本仕様書に定めのない事項については、本市及び受注者の協議により決定するものとする。